

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年9月14日時点

～2021年9月13日

2021年9月14日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリー-Xに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリー-Xに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">プラン区分</th> <th style="width: 70%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を<u>1</u>とします。</p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリー-Xに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリー-Xに係るものに限り、)に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">プラン区分</th> <th style="width: 70%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を<u>最大5</u>までとします。</p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

～2021年9月13日	2021年9月14日～
-------------	-------------

	3～10 (略)
	工～才 (略)
(3)～(26) (略)	(略)

2 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

	3～10 (略)
	工～才 (略)
(3)～(26) (略)	(略)

2 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

[附 則 \(令和3年9月9日 D P Sサ第00824342号\)](#)
この改正規定は、令和3年9月14日から実施します。